

西小学校区学区見直し説明・意見交換会に寄せられたご意見及び教育委員会の見解

7月2日及び3日に開催しました西小学校区学区見直し説明・意見交換会に寄せられたご意見に、教育委員会の見解は以下のとおりです。

1 なぜ既存の住宅地で学区変更をしなければならないのか。新設や増築はできないのか。

	質 問	回 答
①	<p>区画整理地の開発を検討する時点で、学区を見直すことは予測できなかったのか。そうすれば、今回のような時期での学区変更は起こらなかったはずである。タイミングが遅いのではないか。</p>	<p>学区の見直しは、概ね3年ごとに市で作成した人口推計に基づき、日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「適正規模等検討委員会」という。）において、各校の児童生徒数や学級数、施設の状況を踏まえ、適正化の必要があると判断された場合に検討することとなっております。</p> <p>過去には、平成24年度、平成26年度、平成28年度に推計に基づく各学校の適正化の必要性について検討結果が出されておりますが、西小学校は対象と判断されておりません。今回の西小学校の学区見直しについては、令和2年度に、人口推計を基に、西小学校の将来の児童数・教室数を推計した結果、土地区画整理事業の影響が出始めるのは令和12年度からであるものの、土地区画整理事業地の土地の販売が始まる前に学区を変更する必要があることから令和5年度からの実施を検討しておりました。</p> <p>その時点においては、既存の住宅街である日生梅森園は、学区の見直しを行う必要はないと考えておりました。しかしながら、令和2年12月に国や愛知県から35人学級への方針が示され、令和3年2月に閣議決定されたことを受けて改めて検討した結果、令和5年度から西小学校の教室数が不足することが予測されたため、土地区画整理事業地に隣接する日生梅森園も含めて全体で令和5年度に変更する必要があると判断いたしました。</p>
②	<p>土地開発しているところに、新設校を作ることではできないのか。新設校への変更であれば、子どもの負担が少ない。一部見直しではなく、計画的な新設が望ましいのではないか。</p>	<p>市では「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を定めており、この方針に基づいて適正化の対応を検討しております。方針の中で、大規模校や過大規模校への対応として新設校の建設を検討するのは、学区の見直しや増築により対応できない場合で、長期間にわたり過大規模の状況が続くことが予想される場合とされています。</p> <p>このことを踏まえると、西小学校については、現時点で分離新設校の建設を検討するような状況にはあたらないと考えております。</p>

2 学区見直しの決定過程や周知について

	質 問	回 答
①	<p>学区の変更は確定なのか。周知がされ、関係者の意見を聴く前に決定事項のようにされているのは納得がいかない。これまで説明もなく、知らないところで話し合いがなされ、関係者の意見を聴かずに、学区の見直しのお知らせがあったことに戸惑っている。</p>	<p>今回の案を作成するにあたっては、適正規模等検討委員会から依頼を受けて、令和2年度に日進市学区検討部会（以下「学区検討部会」という。）を設置し、学校、地域、保護者の関係者を代表する方としてご参加いただき、そのご意見により、学区見直しの具体的な内容である対象地区、変更時期、経過措置等の検討を進めてまいりました。</p> <p>こうした学区検討部会での検討結果を受け、適正規模等検討委員会から学区見直しに関する提言がなされたことにより、教育委員会としての方針を立てたところです。これまでに、関係者の皆様に学区見直しの内容についてお知らせをし、7月に説明・意見交換会を開催して、見直し案に対するご意見を伺ってきました。今後、皆さまの意見を踏まえて最終的な学区見直し案を決定してまいります。</p> <p>なお、学区見直しの検討の最中に前提となる学級編成の標準が引き下げられることが決まったため、急遽対象の地域に含まれることとなった日生梅森園の方に対しては、追加の意見交換会を行い丁寧に説明し、ご理解いただけるよう努めてまいります。</p>
②	<p>学区変更対象者以外の方や、地域への周知はどのようにしていくつもりなのか。</p>	<p>西小学校区の変更対象者以外の方への周知に関しましては、現在行っております意見交換会等により対象地域の方からご意見を伺った後、西小学校を通じて、児童及び保護者全体にお知らせする予定です。また、西小学校区内の梅森区、浅田区、野方区に対して同様にお知らせをさせていただきます。</p>
③	<p>学区見直しはいつどのように決まるのか。</p>	<p>現在行っております意見交換会等により当事者の方からご意見を伺い、引き続き西小学校全体へのお知らせを経て、教育委員会としての学区見直しの最終案を12月までに決定し、その後、令和4年4月からの意向調査に向けた準備に着手してまいります。</p>

3 学区見直しの内容について

	質 問	回 答
①	西小学校の人数の増加に伴いと言う理由ならば、何故もっと広い範囲でなく日生梅森園地区だけが対象なのか。日生梅森園地区の学区を変更した場合、どれだけ変わるのか数値で示して欲しい。	<p>西小学校の学区見直しに際しましては、次のような検討を行いました。</p> <p>西小学校に隣接する小学校の中で、赤池小学校、南小学校、北小学校は教室数に余裕がないため、西小学校からの学区変更が可能な学校は香久山小学校のみとなります。したがって、香久山小学校に安全に通学できる地域として、香久山小学校に隣接した地域で県道白山黒石線より北側の地域を対象と考えて検討してまいりました。その結果、香久山西部土地区画整理事業地に隣接する日生梅森園地区が学区見直しの検討の対象となりました。</p> <p>今以上に広い範囲とした場合、隣接地のうち、既存の自治会の単位で学区見直しを行おうとすると、変更する児童数が過剰に増え、受け入れ校を圧迫する可能性があることから、今回は対象に含めることはできませんでした。</p> <p>なお、日生梅森園地区の学区を変更した場合、児童数・教室数がどのように変わるのかは、別紙資料「市内学区児童生徒推計資料（令和3年6月）西小学校」を参照してください。</p>
②	香久山小学校の教室が足りないなど、受け入れ状況は大丈夫なのか。香久山小学校に学区が変更になり、数年後に香久山小学校の教室が足りなくなることはないか。	<p>現状や推計の結果からも、香久山小学校の教室数には余裕があること、また、香久山小学校区の児童数が減少傾向にあることから、数年後に香久山小学校の教室が足りなくなることはないかと予想しております。また、教員の配置、教材や備品等の整備については児童数に応じて適切に対応いたします。</p> <p>なお、香久山小学校の児童数・教室数がどのように変わるのかは、別紙資料「市内学区児童生徒推計資料（令和3年6月）香久山小学校」を参照してください。</p>
③	北小学校区・日進中学校区の学区見直し検討で、北小学校区の一部の地区の学区が、日進西中学校区に変更されるようですが、日進西中学校の適正規模や教室数については大丈夫なのか。	<p>日進西中学校区は、西小学校区、赤池小学校区、香久山小学校区のうち香久山一丁目から五丁目までの地区で成り立っています。その中には、香久山西部土地区画整理地や赤池箕ノ手土地区画整理地が含まれており、長期的に見ると中学校区全体としては、緩やかに増加していくことが予想されます。</p> <p>しかし、日進西中学校は利用可能教室数が多いため、日進中学校区の一部の地区が日進西中学校区に変更され、生徒数が増加しても対応できると考えております。</p> <p>なお、日進西中学校の生徒数・教室数がどのように変わるのかは、別紙資料「市内学区児童生徒推計資料（令和3年6月）日進西中学校」を参照してください。</p>
④	梅森区全体を香久山小学校に変更する考えはないのか。	<p>梅森区全体を学区見直しの対象とした場合、変更する児童数が過剰に増え、香久山小学校の学校規模が急激に増えることによる学校運営への影響が懸念されることから、梅森区全体を香久山小学校に変更することは適切ではないと考えております。</p>
⑤	通学の安全性を考えれば、区画整理事業が完了してから学区を変更すればいいのではないか。	<p>令和5年度に西小学校の教室数が不足することから、学区の見直しを行うものであるため、先延ばしにすることはできないものと考えております。</p> <p>なお、通学の安全性に関しましては、土地区画整理事業の進展に伴い歩道等の整備が行われることから、それまでの期間は、児童の安全確保を考慮して通学路を決めることが重要であると考えております。そのために土地区画整理事業の関係者と調整を行っております。</p> <p>ただし、具体的にどの経路を通るかについては、土地区画整理事業の進捗状況に合わせて、学校と保護者と協議しながら決めていくことになります。</p>
⑥	弟妹の経過措置について、下の子が経過措置をとって西小学校に通学した場合、卒業まで西小学校に通えないのか。	<p>弟妹の経過措置については、5・6年生が経過措置を選択した場合に、兄弟姉妹で通学する期間中に異なる小学校に分かれないよう配慮して、設ける必要があると判断したものです。小学校の弟妹に関する経過措置は、兄弟が卒業するまでのものですので、それぞれの家庭の状況や子どもの気持ちを考慮して、経過措置を選択していただきたいと思います。</p> <p>また、弟妹で経過措置の対象となる児童数は少数のため、卒業まで経過措置を延長すると、登校の分団が少数となり、児童の安全が保てないなどの懸念があります。そのため、弟妹の経過措置期間は兄弟が卒業するまでと考えております。</p>
⑦	経過措置の選択は各家庭に任せますが、少数になった場合の通学に関することは保護者の責任となるのでしょうか。	<p>小学校の通学分団につきましては、学区見直しに伴い新たに分団編成を検討していくこととなりますが、人数が少なく、自宅から集合場所まで距離がある場合などは、最寄りの分団集合場所まで送迎いただくなど、保護者のご協力をいただきたいと考えております。</p>

	質 問	回 答
⑧	令和5年度に2年生になる児童で、学区変更対象となる児童は何人いるのか。その児童だけ、前倒して令和4年度から香久山小学校に入学することはできないのか。	<p>令和5年度に2年生になる児童は20人程度と見込んでおります。</p> <p>令和5年度から学区見直しを適用するためには、令和4年度には確定された学区での児童数を基に、学級数を見込み、教員の配置をすすめる必要があります。また、経過措置の意向調査を実施した後、変更後の学校で就学時健診を受診し、各校における入学説明会を経て、学級編成、通学分団の編成など、10月から3月までの半年間に学年全員の受け入れ準備を行います。</p> <p>令和4年度入学の方から新しい学校に入学するためには、これらを1年前倒しして行う必要がありますが、学区変更はこれから正式決定に向けて準備を進めていくこととなっておりますので、現段階では実施することができません。</p> <p>また、学区の見直しを行う場合、新1年生だけの分団を形成することを前提とした対応は適切ではないと考えているため、令和4年度に入学する児童のみ前倒しすることはできないと考えております。</p>

4 児童への影響について

	質 問	回 答
①	4年生以下の子どもは、学校も放課後も強制的に変わらなければならない。子どもの気持ちを考えているのか。	<p>今回の学区検討部会における検討で、経過措置の対象とならない4年生以下の児童については、最低でも3年間は変更後の香久山小学校で過ごすことができ、新しい学校になじむための時間を確保できると考え、同じ学校で3年間は過ごせることを担保する案としました。</p> <p>今回の学区見直しは、令和5年度以降に、西小学校の児童数が学校の受け入れ規模を超えてしまうことを解消するために、また、児童がよりよい学習環境や学校生活を送れるようにするために実施するものです。</p> <p>学区を変わる児童への配慮については、学区変更後にクラスで少数にならないようにしたり、学区変更前に香久山小学校の見学会、交流会を設けるなど、学校と相談して対応を検討してまいります。</p>
②	今回の学区見直しにより、児童にとってどのようなメリットがあるのか。	<p>今回の学区見直しにより、現在の学校規模よりも、児童数や学級数が適正な規模になることで、児童の学習環境や学校行事の運営、学校施設や教材・備品の整備状況が改善されます。また、教職員が児童の状況を把握しやすくなり、今よりも細やかな指導ができるようになります。</p> <p>今回の学区の見直しは、学校を変わる児童にとっても、学習環境がより良くなるという側面を持ち合わせていると考えております。</p>
③	西小学校は、ビオトープや畑、ブドウ園などの自然と触れ合える体験ができ、子どもが自然体験ができるのを楽しみにしていました。香久山小も同じような体験ができるよう、環境の整備をお願いしたい。	<p>すべての学校で同じ体験ができるわけではありませんが、西小学校も香久山小学校もそれぞれに特色があり、魅力ある教育を行っております。</p> <p>香久山小学校は比較的新しく建てられた学校のため、校舎や教室の規格が大きく作られていて、ゆとりがあります。一時は過大規模校であったことから、教室数にも余裕があり、施設的に学校運営がスムーズに行える環境です。隣接して大きな公園や水晶山緑地などがあり、周辺の自然環境にも恵まれています。また、市内で他の小学校に先駆けて、プールの授業を民間施設を利用して専門事業者に委託する形で行っているという特徴があります。</p> <p>学校の教室数に対して、児童数が多い場合は手狭になったり、学校運営に苦慮する等の課題が懸念されます。したがって、学校規模を適正にすることで、どちらの学校にとっても教育環境が向上するものと考えております。</p>
④	特別な配慮が必要な児童は、環境の変化に容易に対応できないが、どのような対応を考えているのか。	<p>学区の見直しの有無にかかわらず、環境適応が困難など、特別な配慮が必要な児童については、それぞれ個別の事情を伺ったうえで対応しておりますので、入学前の就学相談等を通じて、通学先となる学校や教育委員会にご相談いただき、対応を検討させていただきます。</p>
⑤	香久山小学校への学区変更で、友達と別れて、日進西中に進学する際にまた香久山小学校小の友達と離れ離れになることを思うと、全然人間関係の構築が落ち着いてできなくて子どもがかわいそうだと思う。	<p>今回の学区見直しの結果、学校を変わることにになってしまう児童の皆様には、香久山小学校とも相談して新しい学校になじむことができるよう配慮していきたいと考えております。</p> <p>なお、香久山小学校から日進西中学校に進学する際に、岩崎台の児童と別々の学校になりますが、香久山地区の児童と一緒に進学することになります。また、香久山小学校に転校する際に分かれてしまった西小学校の児童と、再度同じ学校に通学することになるため、より多くの友人関係を築くことができるのではないかと考えております。</p> <p>なるべく落ち着いた環境で学校に通わせてあげたいという保護者の皆様の親心はよくわかりますが、今回の学区の見直しは、学校規模を適正にすることで、学校を変わる児童にとっても、学習環境がより良くなるという側面を持ち合わせておりますので、ご理解をいただければと思います。</p>

	質 問	回 答
⑥	転校に当たり、指定用品の購入はどうか。香久山小学校へ転校する際は、市で負担してもらえるのか。	お持ちの用品をそのまま香久山小学校でも使用できるように配慮します。また、令和4年度新入学のお子さんについては、1年生時点から香久山小学校の用品を購入できるよう学校及び業者と調整してまいります。 学区変更に当たり、香久山小学校の用品を改めて購入するという点については、恐縮ですが、保護者のご負担をお願いします。

5 通学路について

	質 問	回 答
①	令和5年度時点で区画整理地の道路整備が完了していないのに、整備完了前に学区を変わらなければならないのか。 また、道路整備完了前の通学路はどこを通るのか。遠回りして通学するなら、西小学校への通学距離とほとんど変わらない。	令和5年度に西小学校の教室数が不足することから、学区の見直しを行うものであるため、先延ばしにすることはできないものと考えております。 なお、通学の安全性に関しましては、土地区画整理事業の進展に伴い歩道等の整備が行われることから、それまでの期間は、児童の安全確保を考慮して通学路を決めることが重要であると考えております。そのために土地区画整理事業の関係者と調整を行っております。 現時点においては、令和6年度に区画整理地の主要道路の一部が通行可能になる予定であり、それまでは、既存の通学路から県道白山黒石線に出て香久山方面に通学する通学路を想定しています。 また、令和7年度には、香久山方面に通じる区画整理地内の主要道路が開通する予定です。 ただし、具体的にどの経路を通るかについては、土地区画整理事業の進捗状況に合わせて、学校と保護者と協議しながら決めていくこととなります。
②	開発途中で学区を変えると、工事車両が出入りする場所を子どもが歩くことになるので不安です。	開発地が通学路に面している場合は、工事時間が登校時間に重ならないようにしたり、工事車両の出入り口には通学時間帯に誘導員を配置するなど、安全対策を実施してまいります。
③	経過措置があることで、同じ分団の中で違う学校に通う子供がいると、防犯上不安です。	経過措置は、過去の事例を考慮し、また、児童の心情に配慮するために学区外就学の卒業学年特例の規定を準用して設ける必要があると判断したものです。 学区見直しに伴い、人数が少なく分団を形成することができない場合は、新たに分団編成を検討していくこととなりますが、最寄りの集会所までの送迎については、保護者の方にお問い合わせすることとなります。

6 P T Aや子ども会について

	質 問	回 答
①	日生梅森園と北田面の一部の地域が同じ子ども会であるため、学区変更により子ども会が分団されてしまうことについて、配慮されないのか。	学区の見直しに当たっては様々な地域コミュニティのまとまりが関係するため、全部を網羅して、学区変更を行うことができません。今回の学区見直し検討においては、日生梅森園自治会と梅森区の関係や地理的状況等を考慮して学区見直し案を作成しました。 子ども会は、自治会単位や小学校の通学分団に合わせて自主的に組織されていることが多いと思います。学区の変更が行われたとしても、子ども会を変更しなければならないものではないと考えており、それぞれの地域の状況に合わせて対応していただければと思います。 なお、学区の変更に伴い、既存の子ども会の組織運営にどのような影響が生じ、市として対応してほしい事柄があれば、ご相談いただきたいと思います。
②	P T Aや子ども会の役員等をやった人への配慮について	P T Aや子ども会の役員を引き受けられる際に、一度引き受けた方は何度も引き受けることはない等のルールを決めていることが多いと思います。団体ごとに運用されておりますので、一概には言えませんが、学区の変更に当たり、前の学校での実績を考慮することにご配慮いただけるのではないかと思います。 P T Aについては、学区変更に当たり、前学校での実績に配慮していただくよう、学校に働きかけをしていきます。